

改正市場法及び食品流通構造改善促進法の一部改正に伴う説明会（県央地区）

12月26日県庁付属棟303号室において、県水産政策課による改正市場法及び食品流通構造改善促進法の一部改正に伴う説明会（県央地区）が開催された。

主な改正内容については、昭和46年に施行された現在の市場法を、現状の卸売業者と仲卸業者の役割の変化に合わせる形に規制緩和を行うものとなっている。

この改正では第三者取引や、水産物以外の取扱い、差別的取引の禁止、取引内容等の公表などの共通ルールに反しない限り自由に制定可能となるが、共通ルール作りには、取引参加者の意見を聴取することが条件となっている。

なお、改正後は販売方法、取引条件、取引結果、ルール策定等の公表が新たに規制されることとなっている。

説明内容については以下のとおり

1. 卸売市場法の改正の概要
2. 卸売市場法等の改正に伴い発生する事務等について
3. 食品流通構造改善促進法の改正の概要
4. 卸売市場法等の改正に伴う卸売市場の対応について